



# 記載例


字 削除  
字 加入 

字 削除  
字 加入 

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

青森県知事 三村申吾 殿

申請者住所	職業	氏名	印
十和田市大字〇〇字△△××番地	農業	十和田 太郎	

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

### 1. 許可を受けようとする土地の所在等

(市町村名)			地目		面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者氏名	市街化調整区域その他の区域の別
大字	字	地番	登記簿	現況					
〇〇	△△	××-×	田	田	300 m <sup>2</sup>	水稻	480 kg	十和田 太郎	
計					300 m <sup>2</sup>	(田 300 m <sup>2</sup> ・畑	m <sup>2</sup> ・採草放牧地	m <sup>2</sup> )	

### 2. 転用計画

(1) 転用の目的	用途	事由の詳細									
	住宅建築	後継者の住宅を建築する。									
(2) 事業の 操業期間又は 施設の利用期間	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 から 永久 年間										
(3) 転用の時期 及び転用の 目的に係る 事業又は施設 の概要	工事計画	第1期(着工年月日から 年月日まで)				第2期(着工年月日 から年月日まで)				合計	
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成	/	/	/	300m <sup>2</sup>	/	/	/	/	/	300m <sup>2</sup>
	建築物	住宅	1	150m <sup>2</sup>					1	150m <sup>2</sup>	
	小計	/	1	150m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>				1	150m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
	工作物	/									
小計	/										
計		1	150m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>				1	150m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>	

### 3. 申請者の営農状況

経営面積						家族 6人
田	畑	採草放牧地	山林	その他	計	うち 農業 従事 4人
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
20,000	5,000	0	0	0	25,000	

### 4. 資金調達についての計画

自己資金及び金融機関からの借入

### 5. 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要

汚水及び排水は合併浄化槽で浄化後、浸透槽で処理します。  
また、周囲の農地へ被害を及ぼさないよう十分注意します。

### 6. その他参考となるべき事項

- 都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであること。  
法第29条第 号該当  
法第43条第1項 号該当
- 都市計画法第29条の開発許可を要するものである。  
法第34条第 号該当

#### 記載注意

- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたる場合等で、工事期間が区分できる場合は工事計画を期別に記載する。

指 令 第 号

農地法第4条第1項の規定により次のとおり条件を付して許可します。

平成 年 月 日

青森県知事

#### 許可の条件

- 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 事業完了後はその旨速やかに報告すること。

#### [教 示]

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に青森県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 注 意 事 項

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときには、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。